

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
I-147	女性・平和・安全保障（WPS）に関する調査分析役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和8年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEP S））対象案件）
3. 入札日時 令和7年10月3日（金）（10:30）
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行うおとする者でないこと。
(6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、
11. その他
(1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
(4) この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を令和7年9月26日（金）12:00までに提出しなければならない。
(5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、

「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年 10月 1日（水）までに、下記担当者必着分を有効とする。

- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を
持参すること。
受付時間 9：30～18：15（12：00～13：00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 押川 電話 03-3268-3111 内線20823

適合条件

1 条件

(1) 契約相手方は、次の条件を満たしていること。

ア ジェンダー専門コンサルティング会社及びシンクタンク等（以降、「コンサルティング会社等」という。）として、WPSに関する国際的な活動実績のある世界各国出身の元軍人及び安全保障の専門家を500名程度有していること

イ アジア、アフリカ、北米、南米、欧州全ての地域において少なくとも30か国以上の国々に対して活動実績があること

ウ 過去5年以内に、WPS推進国であるカナダや欧州等の政府・軍からWPSに関する業務を請け負った実績があること

エ 国際機関及び地域安全保障機関である国連及びNATO両組織のWPSに関する業務を請け負った実績があること

オ 要求事項3.1に示した3つの成果物作成を10以上の政府・国防省・軍又は国際機関との間で請け負った実績があること

カ 3つの成果物を完成させるために、プロジェクトリーダー、元軍人のジェンダー・アドバイザー経験者、評価専門家、プロジェクトアシスタントの4名の専門家チームを形成できること

なお、専門家全員がそれぞれ少なくとも20年以上のWPSに関する業務経験を有すること

(2) 前項各号の条件について、契約相手方のみで全てを満たすことが出来ない場合、当該契約相手方が以下に示す条件を満たす場合に限り、前項各号の残りの条件を満たすコンサルティング会社及等と契約を締結し、業務の一部について従事させることが出来る。

・過去3年以内に、防衛省でWPSに関する事業の契約実績があること

2 提出書類

1の条件を満たすことが客観的に示されているもの（言語は日本語、形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示したうえで綴るものとする。）。

なお、提出書類に関する問い合わせは、提出期限前日の17時15分までとする。

また、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

虚偽の無いものであること。

3 提出部数

1部

4 提出期限

令和7年9月26日（金） 1200

仕 様 書			
件 名	女性・平和・安全保障（WPS）に関する調査分析役務	作成年月日	令和7年7月14日
		変更年月日	
		作成課	防衛政策局インド太平洋地域参事官付

1 総則

1.1 趣旨

この仕様書は、女性・平和・安全保障（WPS）に関する調査分析役務（以下「本役務」という。）の内容について規定する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

- (1) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (2) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）

2 本役務の必要性及び目的

防衛省・自衛隊は、令和6年4月、第3回防衛省WPS推進本部において「防衛省WPS推進計画」（以下「WPS推進計画」という。）を策定し、①防衛省全体の意識改革、②WPS推進体制の整備、③諸外国、機関等との連携、④自衛隊の活動へのジェンダー視点の反映を具体的な取組として明記し、省一体となってWPS推進に取り組んでいる。

WPS推進計画では、国民の生命、身体等の保護に直接寄与し、また防衛力の抜本的強化を図る必要性から防衛省としてWPSの推進に取り組むとしているところ、本分野の調査研究等における実績と知見を有する部外専門家を通じ、令和6年4月以降の防衛省の取組を調査研究し、WPS行動計画に規定する指標を参考にしつつ、防衛省・自衛隊として国際基準に則った新たな指標を作成し、より適切かつ確実に評価できる体制を整備するため本役務を実施するものである。

また、WPS推進計画の取組2のWPS推進体制の整備を推進するため、本役務にて自衛隊ジェンダー・アドバイザー専門課程の開講に向けた自衛隊ジェンダー・アドバイザーの役割・責任、要件の特定、専門課程の構成等に関する提案、及びジェンダー・アドバイザー用の想定問答集を作成するとともに、取組4の自衛隊の活動へのジェンダー視点の反映を推進するため、WPSハンドブックまたはこれに類するものを作成する。

3 本役務の要求事項

3.1 要求事項

(1) 役務に関する要求

契約相手方は、防衛省がWPS推進計画に掲げる4つの柱による推進取組を将来的に進めていくにあたり、国際基準に沿って、WPS推進国（カナダ、北欧、豪州等）、国連及びNATOの具体的な個別ケースを参照し、防衛省WPS推進計画に明記される取組を達成するための実用的かつ確実に機能するツールを作成するための調査・分析等を実施し、成果物を提出するものとする。具体的には、上記の調査・分析を基とし、防衛省のWPSに関する取組を達成するための実用的なツールとして、以下のア～ウのとおり作成し、日本語・英語版で電子データ及び印刷版（日本語版のみ）にて提出することとする。

ア 防衛省・自衛隊員が現場で活用するWPSハンドブック又はこれに類するもの

- イ 防衛省WPS推進計画の実施状況を評価するための指標
- ウ 自衛隊ジェンダー・アドバイザーの役割・責任、要件の特定、専門課程の構成等に関する提案、及びジェンダー・アドバイザー用の想定問答集

(2) 成果物に対する要求

前項アの成果物においては、次の要求のとおり製本した印刷物を提出することとする。

ア 提出様式（製本） 中綴じ冊子（A6判）及び折丁三回折り（B6判仕上り）

イ 部数 各20部

ウ 頁数 中綴じ冊子：50頁

ウ 印刷 表裏印刷・両面カラー

エ 用紙 耐水性又は撥水性を有するもの

坪量：（中綴じ冊子）表紙 209.4g/m²、本文 73.3g/m²

（折丁三回折り） 127.9g/m²

3.2 本役務の実施体制

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

- (1) 契約の履行に必要な業務に従事する者（以降「業務従事者」という。）を確保すること。
- (2) 業務従事者は、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、業績等を有すること。
- (3) 業務従事者は、他の手持ち業務等との関係において、履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。
- (4) 契約相手方は、本役務を実施するにあたり 3.3 項 (1) のアからカに示す実績等を有すること。ただし、契約相手方のみで実績等を有しない場合は、コンサルティング会社及びシンクタンク等（以降、「コンサルティング会社等」という。）と契約を締結し、業務の一部について従事させることが出来る。

なお、コンサルティング会社等と契約する場合は、事前に官側と協議し承認を得た上で、契約を締結するものとする。

3.3 資格等

- (1) 契約相手方は、本役務の実施要領を確実に実施するため、次の条件を満たしていることとする。

ア ジェンダー専門コンサルティング会社等として、WPSに関する国際的な活動実績のある世界各国出身の元軍人及び安全保障の専門家を500名程度有していること

イ アジア、アフリカ、北米、南米、欧州全ての地域において少なくとも30か国以上の国々に対して活動実績があること

ウ 過去5年以内に、WPS推進国であるカナダや欧州等の政府・軍からWPSに関する業務を請け負った実績があること

エ 国際機関及び地域安全保障機関である国連及びNATO両組織のWPSに関する業務を請け負った実績があること

オ 要求事項 3.1 に示した3つの成果物作成を10以上の政府・国防省・軍又は国際機関との間で請け負った実績があること

カ 3つの成果物を完成させるために、プロジェクトリーダー、元軍人のジェンダー・アドバイザー経験者、評価専門家、プロジェクトアシスタントの4名の専門家

チームを形成できること

なお、専門家全員がそれぞれ少なくとも20年以上のWPSに関する業務経験を有すること

(2) 前項各号の条件について、契約相手方のみで全てを満たすことが出来ない場合は、当該契約相手方が以下に示す条件を満たす場合に限り、前項各号の残りの条件を満たすコンサルティング会社等と契約を締結し、業務の一部について従事させることが出来る。

ただし、当該コンサルティング会社等と契約する場合は、事前に官側と協議し承認を得た上で、契約を締結するものとする。

・過去3年以内に、防衛省でWPSに関する事業の契約実績があること

3.4 役務期間

契約日～令和8年3月31日

4 本役務の実施要領

4.1 実施計画書の提出

契約相手方は、契約の締結後速やかに、官側の担当職員と調整の上、本役務の実施体制（コンサルティング会社等に業務の一部に従事させる場合は、当該会社等の体制も含む）、本役務の中間報告会及び最終報告会の開催時期、提出書類の提出時期を含む実施計画書を作成し官側に提出するものとする。

4.2 進捗状況の報告

契約相手方は、本役務の実施にあたり、月1回（毎月末を基準）、作業進捗状況について、電子メール等を用いて定期的な報告を実施するものとする。実施体制・スケジュールの観点から、実施計画書に対し、かい離が生じた場合には、速やかに官側の担当職員に報告し、要すれば実施計画書を改訂するとともに、本役務の進め方について当該職員と調整を行うものとする。また、契約相手側は、官側の担当職員から調査研究の進捗状況の確認があった場合には、速やかに進捗状況を報告するものとする。

4.3 中間報告会の開催

契約相手方は、契約後おおむね2か月後を基準として、官側とテレビ会議により中間報告会を開催できるよう調整する。中間報告会は、半日程度で、参加者向けの資料を印刷・準備し、中間報告会を開催すること。

なお、コンサルティング会社等に業務の一部に従事させる場合、契約相手側は、当該テレビ会議にコンサルティング会社等の専門家が参加できるよう調整すると同時に、本中間報告会を活用し、当該専門家の見解を聞き取るとともに、コンサルティング会社等への3.1項の履行に係る調整を行うものとする。

4.4 最終報告会の開催

契約相手方は、成果報告書提出前に、対面により、官側が用意する会場（防衛省市ヶ谷区内を基準）において最終報告会を開催できるよう調整する。最終報告会は、2日程度で、開催時間は10時～18時を基準とし、途中1時間の休憩時間を設けることとし、参加者向けの資料を印刷・準備し、最終報告会を開催すること。

なお、コンサルティング会社等に業務の一部に従事させる場合、契約相手側は、コンサルティング会社等の専門家チームから3名を招へいすることとし、招へい手続きにあたっては、以下に係る内容について、必要に応じて、3名分の手配を行うこと。

- ア 招へい者の移動経費（航空機による移動の場合はエコノミークラスとし、当該招へい者が海外居住の場合は、エコノミークラスの航空券料金に加えて、空港施設使用料、航空保険料、燃油サーチャージ、海外空港諸税等も負担するものとする）
- イ 宿泊施設（朝食付き、防衛省市ケ谷より努めて半径5km以内）
- ウ 最終報告会期間中における食事支援（昼食：2,000円（サービス料込・税別）、夕食：3,000円（サービス料込・税別）とする）

4.5 中間報告会資料の作成要領

契約相手方は、7項表に示す要領に従い、中間報告会資料を作成するものとする。

5 成果報告書及び成果物の作成要領

本役務の成果報告書及び成果物の作成に当たっては、以下によるものとする。

- (1) 成果報告書及び成果物について、契約相手方で校正作業を実施することとし、英語版への翻訳作業においては、日本語版の原本データのレイアウトを保持した状態で配置するととする。

なお、コンサルティング会社等に業務の一部を従事させる場合において、当該コンサルティング会社等から提出された資料で、本報告書等の一部を構成するものについても同様に、日本語版への翻訳作業においては、原本データのレイアウトを保持した状態で配置することとする。

- (2) 成果報告書及び成果物については紙媒体とは別に、電子データ（Microsoft™ PowerPoint2007及びそれ以降のバージョンで表示、編集、印刷が可能なPowerPoint形式の電子ファイル及びPDFファイル）を、DVDに格納して提出すること。

なお、コンサルティング会社等に業務の一部を従事させる場合において、コンサルティング会社等から提出された資料で、本報告書等の一部を構成するものについても同様に、DVDに格納して提出するものとする。

- (3) コンサルティング会社等に業務の一部を従事させる場合においては、非公表を前提としてコンサルティング会社等の専門家からヒアリングした内容等、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第5条第二号に該当する情報を記載する場合には、その該当部分を明示するとともに、その理由を記載するものとする。

6 検査

本役務の要求事項に掲げる事項について、提出書類に基づき実施する。

7 提出書類

契約相手方は、表2に示す書類を紙媒体にて官側に提出する。

表一 提出書類

番号	名称	部数	提出時期	備考
1	実施計画書	2部	契約後速やかに	5項(2)において指定する電子データについては、電子メール又は契約相手方のダウンロードサーバーを使用して提出すること。 また、日本語・英語版の言語でそれぞれの資料を提出するものとし、英語版は、翻訳経験豊かで官（防衛省・自衛隊）の表現に精通
2	中間報告会資料	2部	契約後おおむね2か月後を基準	
3	翻訳前の成果物	2部	2月中旬迄	
4	翻訳後の成果物	2部	3月初週迄	

5	成果報告書 (成果物を含む)	2部(※)	3月中旬迄	し、実績のある翻訳者に依頼し日本語の原本を、英語訳したものを提出する。 なお、コンサルティング会社等に業務の一部に従事させる場合は、当該コンサルティング会社等から提出された資料については、上記翻訳者に依頼し、日本語版に翻訳したものをそれぞれの資料の一部として提出すること。
---	-------------------	-------	-------	---

※成果物(3.1項(2)のア)のみ、各20部とする。

8 情報保証及び秘密保全

- 8.1 契約相手方は、本契約の履行により直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、それらの部外での利用、公表等を防衛省の許可なく行ってはならない。
- 8.2 契約相手方は、役務作業で生じた各種資料等については、部外での利用、公表等を防衛省の許可なく行ってはならない。
- 8.3 契約相手方の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて契約相手方が負担することとする。
- 8.4 この項目については、契約期間の終了後においても同様とする。

9 著作権・知的財産権

- 9.1 契約相手方は、本契約の履行に際して、第三者が有する知的財産権(営業秘密、ノウハウ等を含む。以下同じ。)を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。
また、契約相手方が、前記に定める必要な措置を講じなかったことにより、官側が損害を受けた場合には、官側は、契約相手方に対してその損害につき賠償を請求することができる。
- 9.2 本契約の履行に際して、創作された提出書類等において著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下同じ。)が発生する場合の権利は、次によるものとする。
ただし、官側は、提出書類等を自ら利用するために必要と認められる範囲において、翻案、翻訳、複製及び貸与することができるものとする。
- (1) 提出書類等に関する著作権は、官側に帰属するものとする。また、契約相手方は提出書類等に関する著作者人格権を行使しないものとする。
 - (2) 前項に関わらず、提出書類等に含まれる契約相手方が既に著作権を保有しているものについては、この限りではない。
 - (3) 官側は、契約相手方から、(1)により官側に帰属した著作権の利用の許諾を求められた場合には、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、必要な事項は協議して定めるものとする。
 - (4) (3)にかかわらず、契約相手方は、防衛省の使用に供する目的で、(1)により官側に帰属した著作権に係る著作物を複製し、翻訳し又は翻案することができる。
 - (5) 提出書類等が第三者の知的財産権を侵害しているとして、官側に対して第三者から

何らかの請求及び主張が行われた場合には、契約相手方は自己の費用によって当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任は、全て契約相手方が負担するものとする。

- (6) 官側及び契約相手方は、知的財産権の帰属などに関し、疑義が生じた場合にはその都度協議して解決するものとする。

適合条件

1 条件

(1) 契約相手方は、次の条件を満たしていること。

- ア ジェンダー専門コンサルティング会社及びシンクタンク等（以降、「コンサルティング会社等」という。）として、WPSに関する国際的な活動実績のある世界各国出身の元軍人及び安全保障の専門家を500名程度有していること
 - イ アジア、アフリカ、北米、南米、欧州全ての地域において少なくとも30か国以上の国々に対して活動実績があること
 - ウ 過去5年以内に、WPS推進国であるカナダや欧州等の政府・軍からWPSに関する業務を請け負った実績があること
 - エ 国際機関及び地域安全保障機関である国連及びNATO両組織のWPSに関する業務を請け負った実績があること
 - オ 要求事項3.1に示した3つの成果物作成を10以上の政府・国防省・軍又は国際機関との間で請け負った実績があること
 - カ 3つの成果物を完成させるために、プロジェクトリーダー、元軍人のジェンダー・アドバイザー経験者、評価専門家、プロジェクトアシスタントの4名の専門家チームを形成できること
- なお、専門家全員がそれぞれ少なくとも20年以上のWPSに関する業務経験を有すること

(2) 前項各号の条件について、契約相手方のみで全てを満たすことが出来ない場合、当該契約相手方が以下に示す条件を満たす場合に限り、前項各号の残りの条件を満たすコンサルティング会社及等と契約を締結し、業務の一部について従事させることが出来る。

- ・過去3年以内に、防衛省でWPSに関する事業の契約実績があること

2 提出書類

1の条件を満たすことが客観的に示されているもの（言語は日本語、形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示したうえで綴るものとする。）。

なお、提出書類に関する問い合わせは、提出期限前日の17時15分までとする。

また、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

虚偽の無いものであること。

3 提出部数

1部

4 提出期限

令和7年9月26日（金） 1200